

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けているホテル旅館・飲食店事業者のみなさま】

ホテル旅館・飲食店事業継続応援支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に早期から経営に影響を受けている町内のホテル旅館及び飲食店を営む方を対象に、事業の継続を下支えし、再起を応援するため、支援金を交付します。

対象者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営に影響を受けている町内に事業所を有するホテル旅館又は飲食店を営む方であって、次の要件をすべて満たす方

- (1) 令和2年4月16日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

【定義】

○「ホテル旅館」とは

旅館業法の「旅館・ホテル営業」,「簡易宿所営業」のいずれかの許可を受けたものです。

○「飲食店」とは

食品衛生法の「飲食店営業」,「喫茶店営業」のいずれかの許可を受けたもので、店舗内で客に飲食をさせることを主たる目的としているものです。

支援金の額

【ホテル旅館】 1事業者あたり一律 **30万円** 【飲食店】 1事業者あたり一律 **15万円**

※1事業者につき1回限りの交付となります。

※ホテル旅館と飲食店を兼業している場合や個人事業主で複数の店舗を営業している場合は、1事業者としての扱いになります。

申請期限

令和2年8月31日（月）まで

手続きに必要な書類等

営業許可証の写し（ホテル旅館の場合は旅館業法の「旅館・ホテル営業」,「簡易宿所営業」、飲食店の場合は食品衛生法の「飲食店営業」,「喫茶店営業」）

営業の実態が確認できる書類の写し（法人の場合は直近の決算報告書の写し等、個人の場合は前年の確定申告書の写し等）

振込先口座のわかるもの（法人の場合は法人名義、個人の場合は事業主名義）

印鑑

※申請書類は、太子町ホームページからもダウンロード可能です。

申請窓口

太子町役場2階 観光商工課

〒319-3526 太子町太子866番地 TEL 0295-72-1138

受付時間 8:30~17:15

※6月20日（土）・21日（日）は休日窓口を開設します。



袋田の滝キャラクター「たき丸」